

# 広島市生活排水処理基本計画

令和3年（2021年）3月

広島市

# 目次

## 第1章 計画策定に当たっての基本事項

---

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 本市の概要

---

- 1 地理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 水環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 本市の生活排水処理

---

- 1 生活排水処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 処理施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 処理区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 生活排水処理等の現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 基本理念・方針

---

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 計画の対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第5章 生活排水処理基本計画

---

- 1 生活排水の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理計画・・・・・・・・ 16
- 3 施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

# 第1章 計画策定に当たっての基本事項

## 1 計画策定の趣旨

本市では、市域内の生活排水の処理方法や今後の処理のあり方、生活排水処理を行う過程で発生する液状一般廃棄物の処理方法等の基本方針を定めるものとして、平成23年（2011年）3月に生活排水処理基本計画を策定しました。

本計画では、計画目標年次である令和2年度（2020年度）における生活排水処理率97.6%を目標に掲げ、生活排水処理に係る施策に取り組んできました。その結果、10年間の計画期間において、生活排水処理率を94.2%から96.5%まで向上させることができましたが、計画の目標値を下回る結果となり、今後、更なる施策の推進が必要となっています。

また、令和3年（2021年）3月に策定した本計画の上位計画となる「第3次広島市環境基本計画」では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」（環境像）の実現に向け、「健全で快適な生活環境の保全」を目標に掲げています。

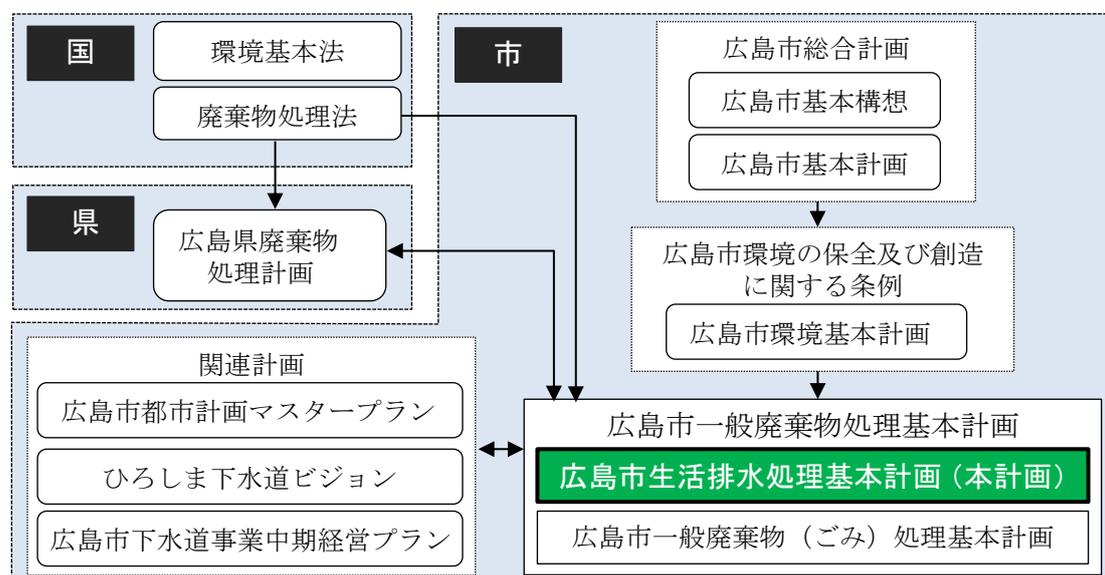
こうした背景を踏まえ、計画的に生活排水及び液状一般廃棄物の処理を行い、水環境を保全するとともに公衆衛生を維持・向上させることにより、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全できるよう、新たに生活排水処理基本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定が義務付けられている一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理について定めるものです。

本計画の策定に当たっては、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」、「ひろしま下水道ビジョン」等との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、生活排水処理を計画的に推進するための方針を示します。

図1 広島市生活排水処理基本計画と関連計画等との関係



## 第2章 本市の概要

### 1 地理

本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。東西は49.9 km、南北は35.4 km（平成31年（2019年）4月1日現在）、総面積は、906.68 km<sup>2</sup>（令和元年（2019年）10月1日現在）です。

本市の区域のうち、平地部は、広島平野、海田平野及び五日市低地から成り、その大部分は太田川の三角州（デルタ）上に位置します。この平地部に丘陵地及び台地が隣接し、北部、東部及び西部に広がる山地には、標高600m以上の山岳が多く点在します。

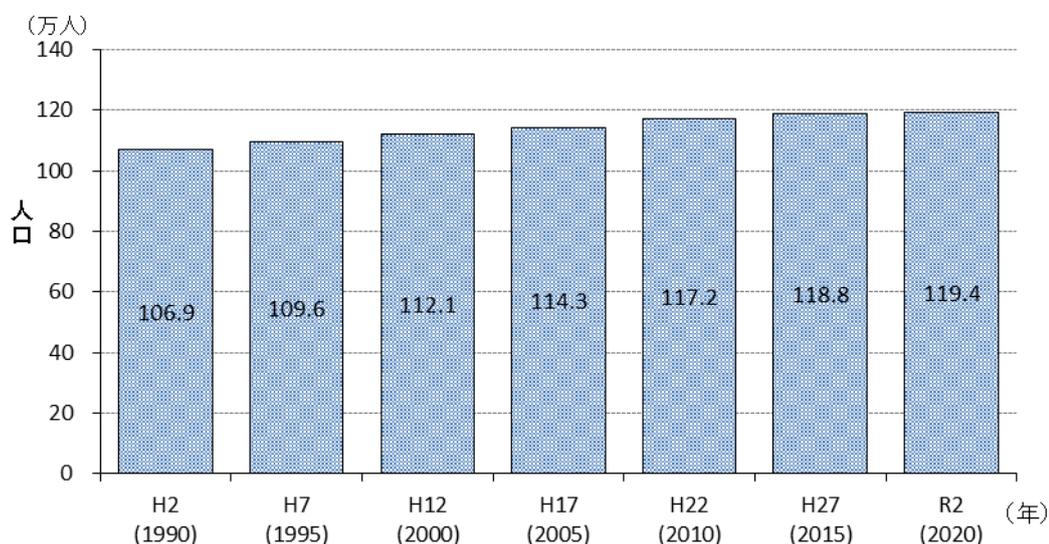
河川の水系には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、このうち太田川水系の太田川は、下流で太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川及び猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいます。

### 2 人口

本市の人口は増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）3月末時点で119万4千人となっています。

将来推計では、令和2年（2020年）の推計値である120万8千人をピークに、令和12年度（2030年）には119万4千人に減少していくものと予測されています。

図2 本市の人口の推移



資料 住民基本台帳登録人口（3月末現在）

### 3 水環境

本市では、河川や海域の水質の状態を把握するため、国や県とともに、水域ごとに設定した環境基準点での継続的な水質調査を行っています。

生活環境の保全に関する代表的指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）及び海域の化学的酸素要求量（COD）について、令和元年度（2019年度）の調査では、河川は25地点すべての基準点で環境基準に適合していましたが、海域では8地点のうち6地点で環境基準に不適合でした。

また、過去10年間の水質の推移は、河川のBODはすべての基準点で環境基準に適合しており、比較的良好な状態を保っていますが、海域のCODは環境基準不適合の割合の高い状態が続いています。

表1 BOD及びCOD測定結果の環境基準適合状況  
(環境基準適合地点数/全調査地点数)

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
河川 (BOD)	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25	25/25
海域 (COD)	2/8	2/8	1/8	0/8	1/8	0/8	0/8	0/8	0/8	2/8

### 第3章 本市の生活排水処理

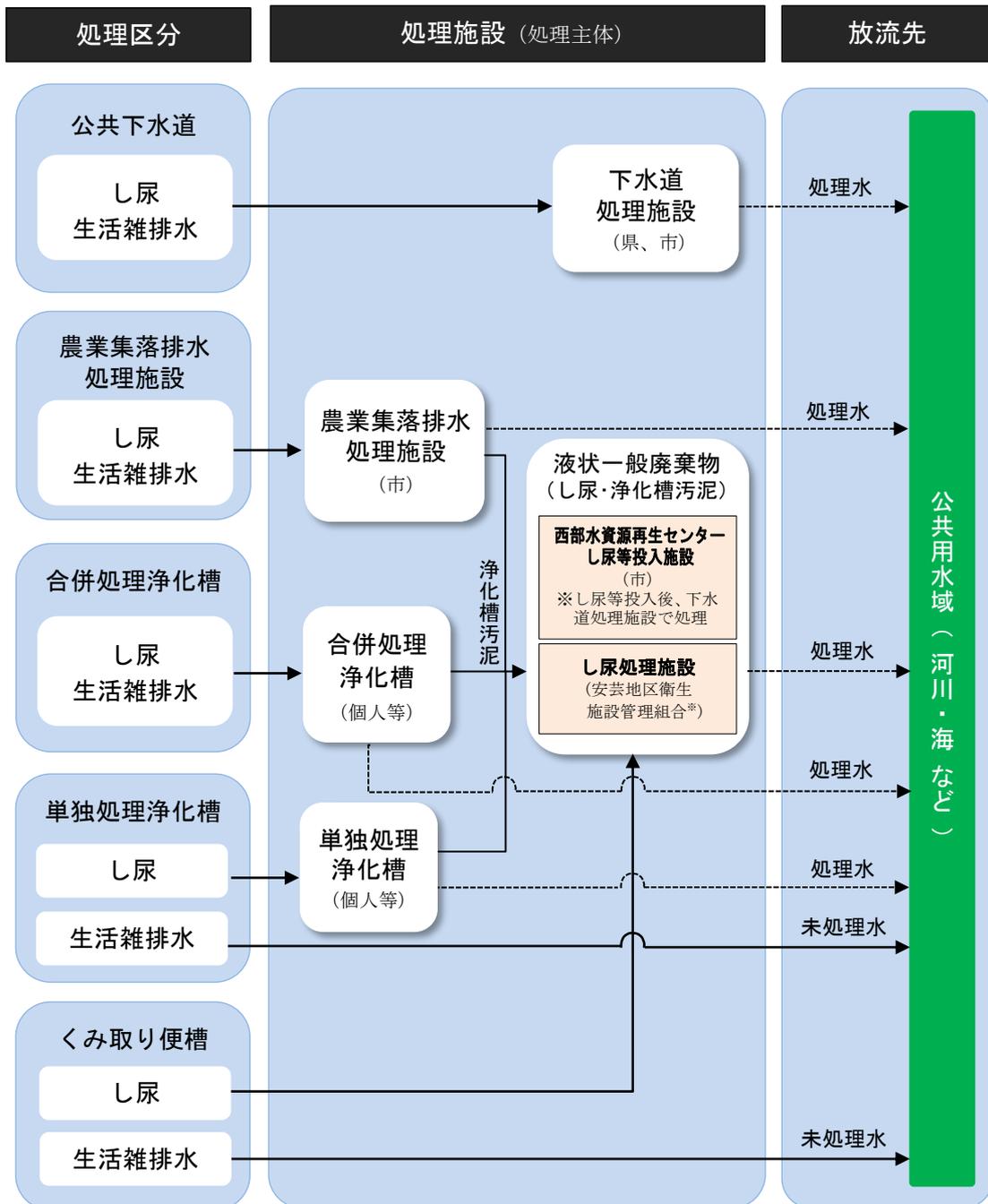
#### 1 生活排水処理の流れ

生活排水は、し尿のほか日常生活で台所、洗濯、風呂等から排出される生活雑排水の2つに大別されます。

公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽のように、し尿及び生活雑排水を処理する施設の総称を生活排水処理施設といい、これらの施設の処理水は河川等の公共用水域に放流されます。

しかし、生活排水処理施設が未整備であり、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している場合、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されます。

図3 生活排水処理の流れ



※安芸地区衛生施設管理組合：本市、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町で構成する一部事務組合

## 2 処理施設等

### (1) 生活排水等の処理施設

#### ア 生活排水の処理施設

生活排水処理施設には、公共下水道及び農業集落排水処理施設のように、地下に埋設される管きよなどにより生活排水を集合させて処理する集合処理施設と、合併処理浄化槽のように戸別の住宅に設置される施設により生活排水を処理する個別処理施設とがあります。

#### ① 公共下水道

本市では、昭和26年（1951年）4月から公共下水道の整備に着手し、市街化区域等16,739ヘクタールを対象として処理区域の拡大を進めています。

##### ・ 千田、江波、旭町処理区

市の中心部を占める千田、江波、旭町処理区（千田、江波、吉島、三篠、旭町、宇品、出島、元宇品、丹那地区）の公共下水道については、概ね整備を完了しています。これらの処理区の生活排水は、それぞれ千田、江波、旭町の水資源再生センターにおいて処理しています。

##### ・ 太田川処理区

市の西部、北部を占める太田川処理区（牛田、戸坂、福田、観音、福島、三滝、庚午、南観音、草津、井口、己斐、沼田、川内、八木、緑井、上安、祇園、古市、口田、落合、深川、小河原、可部、五日市、八幡、石内地区等）の公共下水道については、引き続き処理区域の拡大を進めています。この処理区の生活排水は西部水資源再生センターにおいて処理しています。

##### ・ 瀬野川処理区

市の東部を占める瀬野川処理区（大州、京橋、段原、東雲、本浦、仁保、青崎、向洋、船越、矢野、中山、温品、中野、瀬野地区等）の公共下水道については、引き続き処理区域の拡大を進めています。この処理区の生活排水は県管理の東部浄化センターにおいて処理しています。

##### ・ 水内川処理区

市の北西部に位置する湯来地区の水内川処理区の公共下水道については、引き続き処理区域の拡大を進めています。この処理区の生活排水は和田水資源再生センターにおいて処理しています。

表2 公共下水道整備状況

	処理施設名	処理区	処理面積 (ha)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	設置主体
1	千田水資源再生センター	千田	513	68,800	市
2	江波水資源再生センター	江波	729	63,000	
3	旭町水資源再生センター	旭町	901	56,700	
4	西部水資源再生センター	太田川	11,586	307,200	
5	東部浄化センター	瀬野川	4,956	148,380	県
6	和田水資源再生センター	水内川 (湯来)	46	900	市

② 農業集落排水処理施設

農業用排水の水質汚濁防止等のため、農業集落において生活排水等を集約して処理する施設を農業集落排水処理施設といいます。

本市では、農業振興地域に指定された安佐南区沼田町の戸山、安佐北区白木町の井原、市川、井原高南、三田、上三田、下三田、須沢、安佐町の小河内、安芸区阿戸町の阿戸、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道、桐地区の13地区を対象として農業集落排水処理施設を整備し、処理を行っています。

表3 農業集落排水処理施設整備状況

処理施設名		処理地区	処理面積 (ha)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	設置主体
1	戸山農業集落排水処理施設	戸山 (沼田町)	42.9	651	市
2	井原農業集落排水処理施設	井原 (白木町)	36.7	381	
3	市川農業集落排水処理施設	市川 (白木町)	33.4	511	
4	井原高南農業集落排水処理施設	井原高南 (白木町)	47.4	829	
5	三田農業集落排水処理施設	三田 (白木町)	20.5	252	
6	上三田農業集落排水処理施設	上三田 (白木町)	26.9	354	
7	下三田農業集落排水処理施設	下三田 (白木町)	23.5	473	
8	須沢農業集落排水処理施設	須沢 (白木町)	28.5	562	
9	小河内農業集落排水処理施設	小河内 (安佐町)	26.4	198	
10	阿戸農業集落排水処理施設	阿戸 (阿戸町)	63.6	1,175	
11	太田部農業集落排水処理施設	太田部 (湯来町)	16.1	249	
12	鹿ノ道農業集落排水処理施設	鹿ノ道 (湯来町)	3.0	41	
13	桐農業集落排水処理施設	桐 (湯来町)	13.5	162	

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、戸別の住宅に設置し、生活排水を処理する施設です。

合併処理浄化槽の基数は、近年は、公共下水道への接続等による廃止基数と新規設置基数がきつ抗し、概ね横ばいで推移しています。

また、本市では、合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成20年度（2008年度）から公設型浄化槽事業として「市営浄化槽事業」を実施しています。これは、公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域及び予定処理区域を除く市域で、本市が住居等に合併処理浄化槽を設置し、又は個人設置の合併処理浄化槽の帰属を受け、これらを市営浄化槽として維持管理を行うものです。

令和元年度（2019年度）末時点で合併処理浄化槽は5,424基であり、そのうち市営浄化槽は671基となっています。

図4 合併処理浄化槽基数の推移

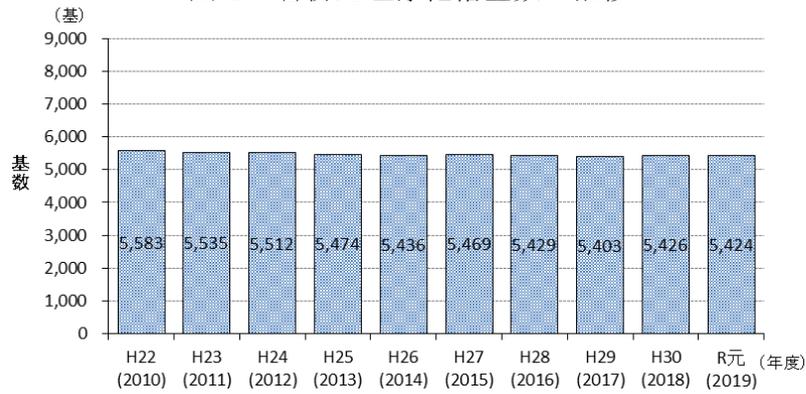
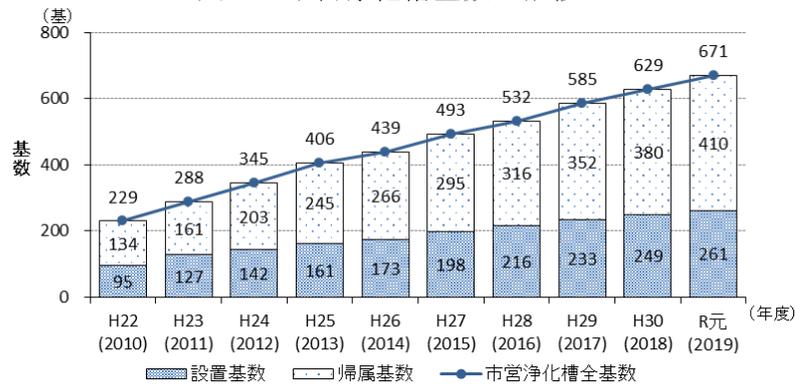


図5 市営浄化槽基数の推移



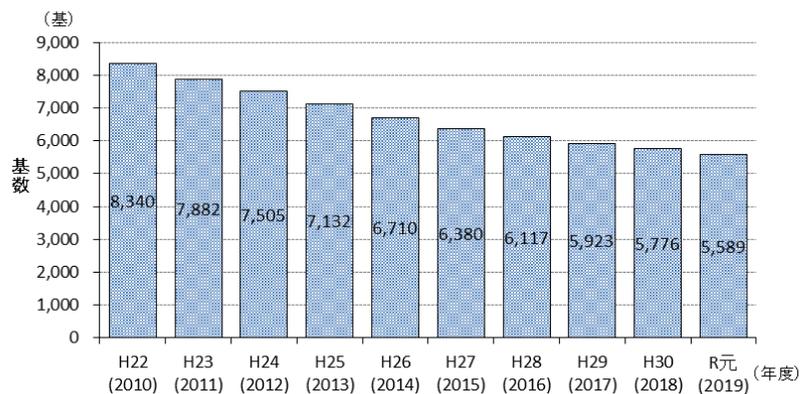
イ し尿の処理施設等

① 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、戸別の住宅に設置し、し尿のみを処理する施設であり、汚濁負荷の大きい生活雑排水を流入させて処理することができないものであるため、これらの生活雑排水が河川等の公共用水域に放流され、水質汚濁の要因となっています。

平成12年（2000年）6月の浄化槽法（昭和58年（1983年）法律第43号）の改正により、単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、既設の単独処理浄化槽の管理者は生活排水処理施設への転換に努めることとされています。これにより、単独処理浄化槽は減少傾向にあります。設置済みの単独処理浄化槽5,589基が今もなお使用されています。

図6 単独処理浄化槽基数の推移



## ② くみ取り便槽

くみ取り便槽は、トイレの便器下に備え付けられたし尿を貯留する槽であり、貯留物は定期的にくみ取って、処理する必要があります。

### (2) 液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理施設等

くみ取り便槽に貯留されたし尿及び合併処理浄化槽等の処理の過程で発生する浄化槽汚泥は液状一般廃棄物に該当します。

東区福田、馬木、温品及び上温品の地域（以下「東区旧安芸町」という。）並びに安芸区以外の市域で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、本市が西部水資源再生センター内に設置したし尿等投入施設で処理しています。また、当該し尿等投入施設では、山県郡安芸太田町で発生するし尿及び浄化槽汚泥についても、平成29年度（2017年度）から同町の委託を受けて処理しています。

また、東区旧安芸町及び安芸区の区域で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、本市、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町が組織する安芸地区衛生施設管理組合が設置、管理及び運営している安芸衛生センターで処理しています。

表4 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

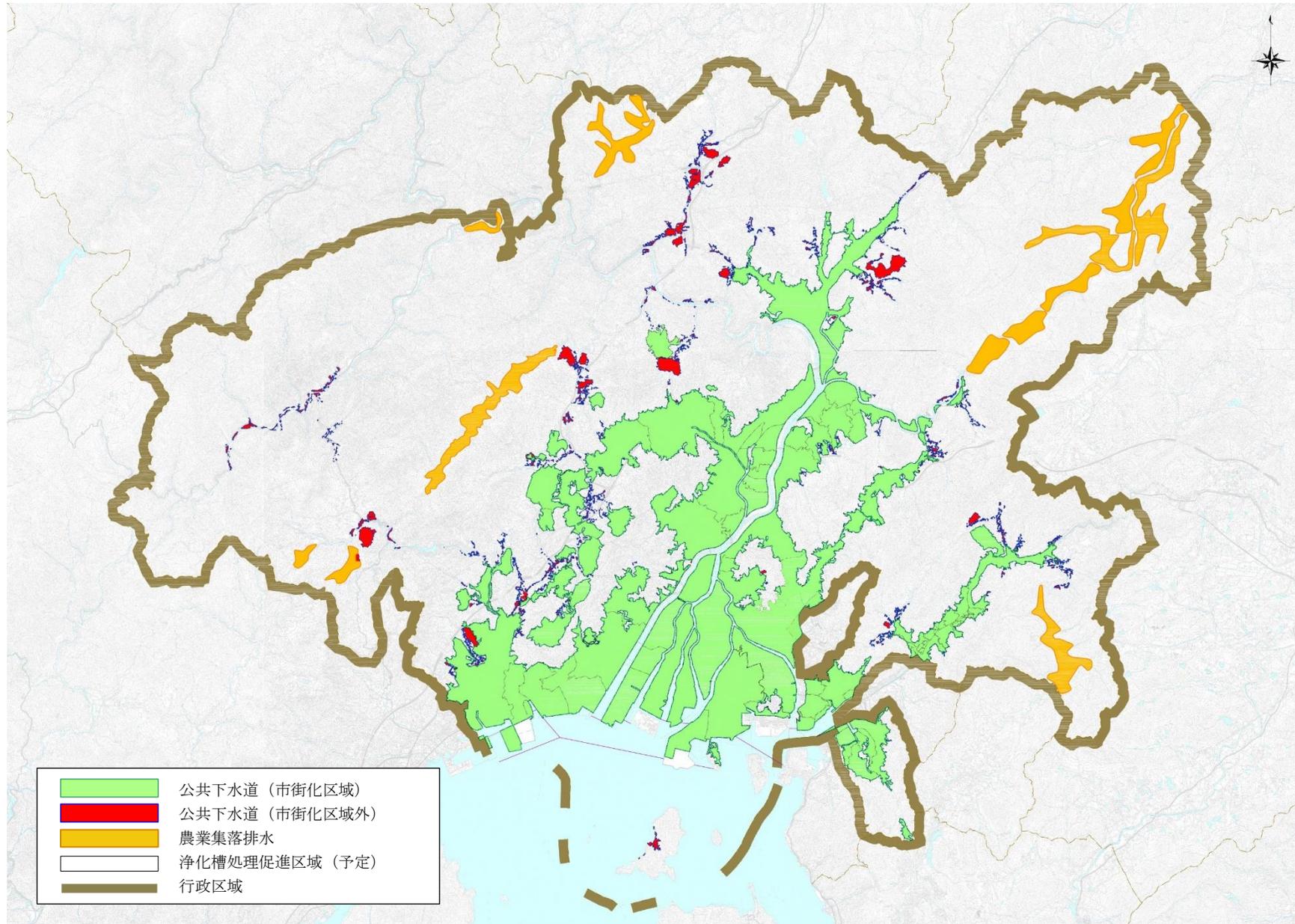
施設名	処理区域	処理能力 (kl/日)	設置主体
西部水資源再生センター し尿等投入施設	東区旧安芸町及び安芸区 以外の市域	300	市
安芸衛生センター	東区旧安芸町及び安芸区	300	安芸地区衛生 施設管理組合

## 3 処理区域

本市では、既に市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域である市街化区域では公共下水道により、市街化区域外では公共下水道、農業集落排水処理施設及び市営浄化槽を含めた合併処理浄化槽により、それぞれ生活排水処理を進めています。

令和元年（2019年）6月の浄化槽法の改正により、市町村は、自然的経済的社会的諸条件からみて合併処理浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができるようになりました。このため、令和3年（2021年）4月から、同法に基づき公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域及び予定処理区域を除く市域を、合併処理浄化槽により生活排水の個別処理を行う浄化槽処理促進区域に指定する予定です。

图7 处理区域



## 4 生活排水処理等の現状及び課題

### (1) 生活排水の処理

平成23年(2011年)3月策定の生活排水処理基本計画では、生活排水処理施設で生活排水を処理している人口の割合を示す生活排水処理率を、令和2年度(2020年度)において97.6%と設定しました。

しかし、令和元年度(2019年度)は96.5%となっており、このままの推移では目標の達成は難しい状況です。

生活排水処理率を向上させるためには、生活排水処理施設の整備を推進し、同施設への接続・転換を促進する必要があります。

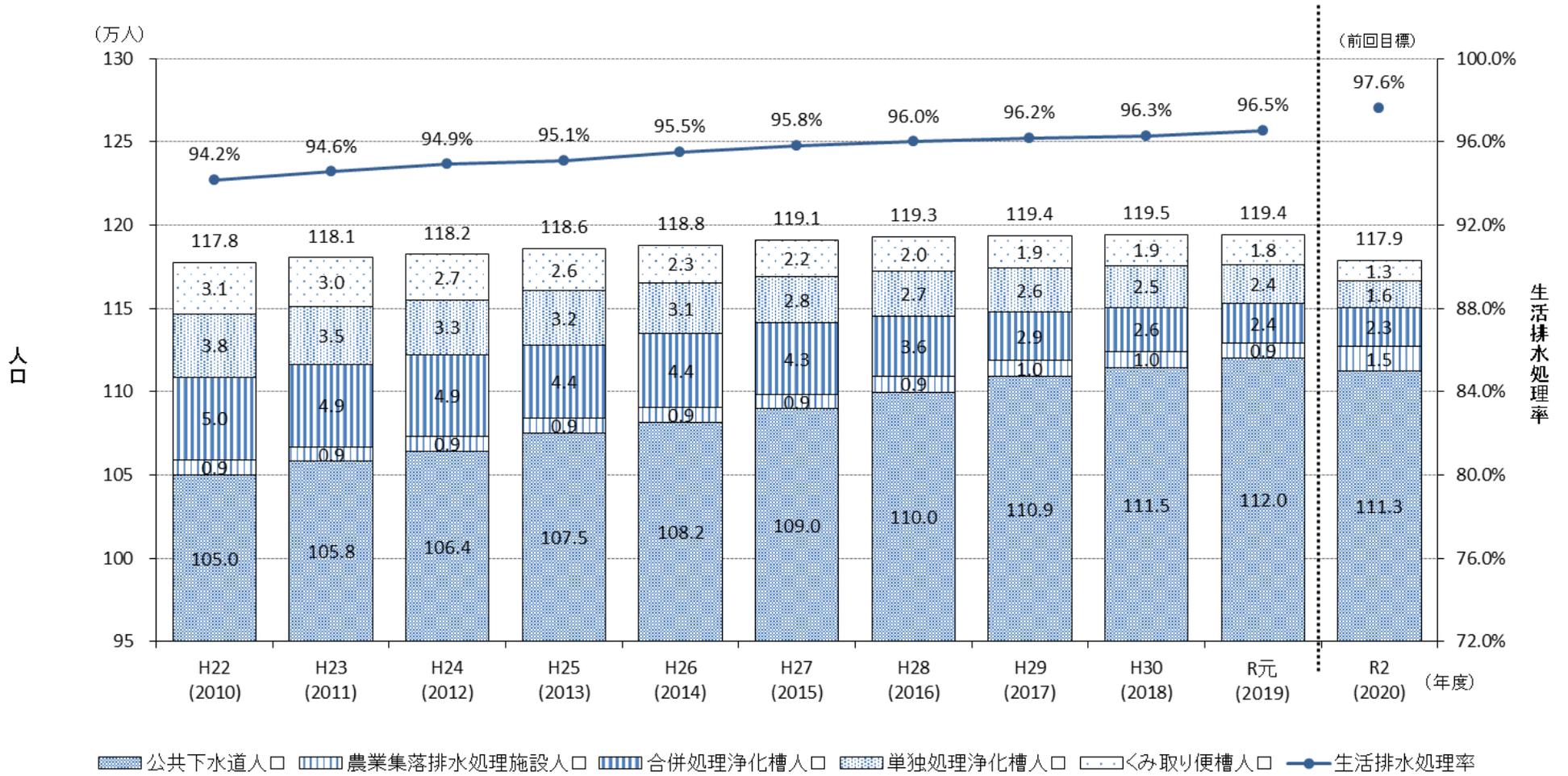
#### ア 生活排水処理施設の整備

- ・ 公共下水道の整備計画がある区域の整備率(人口比)は、市街化区域で約99%、市街化区域外で約45%となっており、引き続き整備が必要となっています。
- ・ 農業集落排水処理施設の整備計画がある区域の整備率(人口比)は約87%となっており、引き続き整備が必要となっています。
- ・ 公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備計画がない区域の合併処理浄化槽の整備率(人口比)は約44%で、このうち市営浄化槽の整備率(人口比)は約22%となっており、引き続き「市営浄化槽事業」の推進が必要となっています。

#### イ 生活排水処理施設への接続・転換

- ・ 公共下水道の整備が完了している区域の接続率(人口比)は、市街化区域で約98%、市街化区域外で約91%となっており、引き続き公共下水道への接続を促進する必要があります。
- ・ 農業集落排水処理施設の整備が完了している区域の接続率(人口比)は約84%となっており、引き続き同施設への接続を促進する必要があります。
- ・ 単独処理浄化槽は、普及し始めてから40年以上経過するものも存在しており、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことにより、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるため、老朽化した単独処理浄化槽は特に生活排水処理施設への転換を進める必要があります。

図8 処理区分別人口内訳



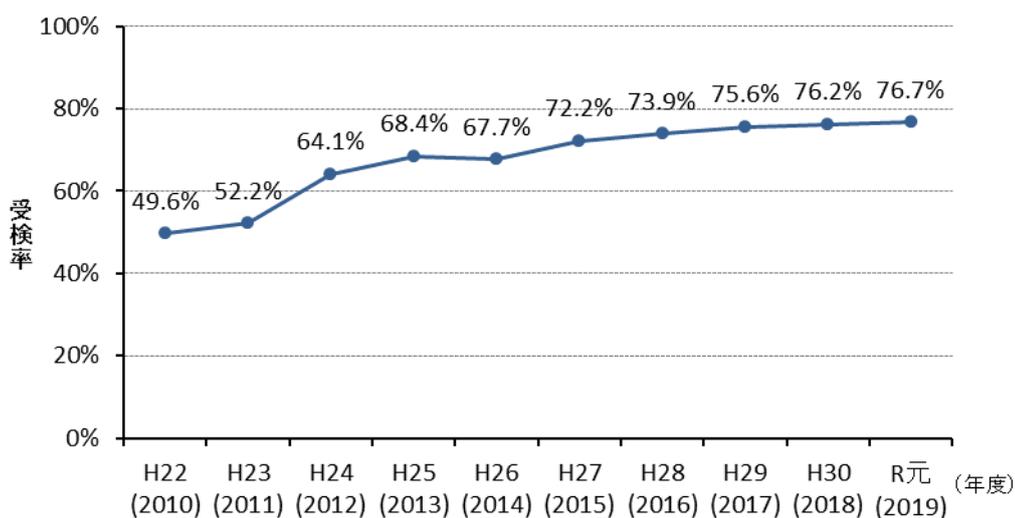
## (2) 水環境の保全

海域のCODは環境基準不適合の割合の高い状態が続いており、河川等の公共用水域における環境負荷の低減を図るためには、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽等」という。）の維持管理が適正に実施される必要があります。このためには、生活排水処理の重要性について理解を深め、水環境の保全に対する意識の醸成を図っていく必要があります。

### ア 合併処理浄化槽等の維持管理指導

- 合併処理浄化槽等の管理者は、浄化槽法に基づき、定期的な保守点検及び清掃を実施し、合併処理浄化槽等の維持管理等の状況及び水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を毎年受検することが義務付けられています。
- このうち、法定検査については、都道府県知事の指定を受けた検査機関が、合併処理浄化槽等の維持管理等及び水質に関する検査をするものですが、令和元年度（2019年度）の受検率は76.7%にとどまっており、引き続き、法定検査の未受検者に対する指導を行う必要があります。
- また、令和元年度（2019年度）の法定検査の結果は、受検した7,437基のうち「適正」が3,833基（51.5%）、「おおむね適正（一部改善することが望ましい等）」が2,685基（36.1%）、「不適正（改善を要する）」が919基（12.4%）と判定されており、状況に応じて合併処理浄化槽等の管理者に対する助言等を行う必要があります。
- 加えて、浄化槽法に基づく保守点検及び清掃が適正に実施されていない場合は、合併処理浄化槽等の管理者に対する改善の指導を行う必要があります。

図9 法定検査受検率の推移



### イ 市民及び事業者への普及啓発

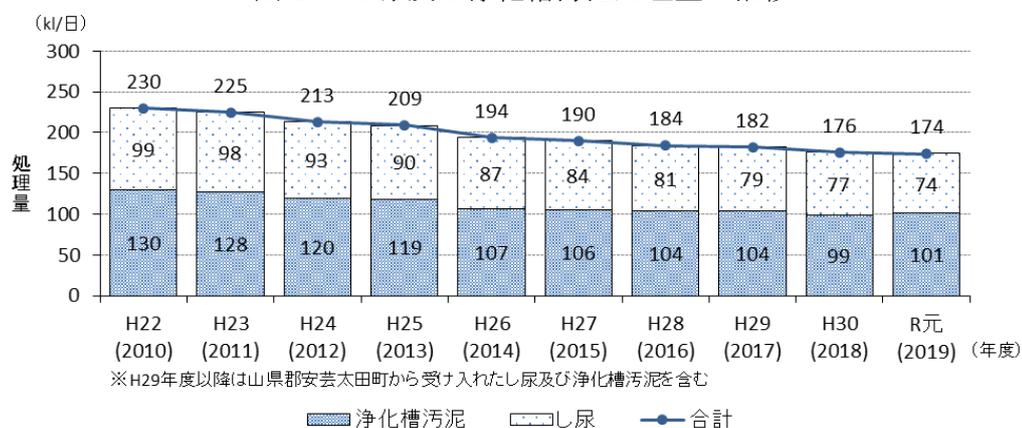
- 生活排水処理施設の機能を正常に維持するためには、市民及び事業者による施設の使用が適切に行われる必要があります。

### (3) 液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理量はいずれも減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）の合計は174k1/日となっています。

公衆衛生の維持・向上のためには、液状一般廃棄物を確実に収集運搬し、処理できる体制を確保する必要があります。

図 10 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



#### ア 収集運搬能力の維持

- 東区旧安芸町及び安芸区以外の市域においては、し尿は（一財）広島市都市整備公社及び委託業者により、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行っています。
- 東区旧安芸町及び安芸区においては、し尿は委託業者により、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行っています。

#### イ 処理施設の維持管理

- 東区旧安芸町及び安芸区以外の市域及び山県郡安芸太田町のし尿及び浄化槽汚泥については、平成 23 年（2011 年）に整備した西部水資源再生センターし尿等投入施設（処理能力：300 k1/日）で処理しています。
- 東区旧安芸町及び安芸区のし尿及び浄化槽汚泥については、昭和 57 年（1982 年）に整備した安芸衛生センター（処理能力：300 k1/日）で処理しています。

## 第4章 基本理念・方針

### 1 基本理念

#### 基本理念：健全で快適な生活環境の保全

令和3年（2021年）3月に策定した「第3次広島市環境基本計画」では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」（環境像）の実現に向け、「健全で快適な生活環境の保全」を目標に掲げています。

本計画でもこれを踏襲し、生活排水による環境への負荷を可能な限り低減し、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全することを目指します。

### 2 基本方針

(1) 生活排水の処理の向上を図る。

- ・ 生活排水処理施設の整備の推進
- ・ 生活排水処理施設への接続・転換の促進

(2) 水環境の保全を図る。

- ・ 合併処理浄化槽等の維持管理指導等
- ・ 市民及び事業者への普及啓発

(3) 液状一般廃棄物の処理体制を確保し、公衆衛生の維持・向上を図る。

- ・ 収集運搬能力の確保
- ・ 処理施設の維持管理

### 3 目標年度

本計画の目標年度は令和12年度（2030年度）とします。

### 4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、広島市域全体とします。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年を年限とする17の国際目標です。本計画においても、SDGsの理念に従い、「目標6 安全な水とトイレを世界中に」「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」における取組を推進していきます。



## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### (1) 処理目標

**生活排水処理率の目標 : 97.6%**

令和12年度（2030年度）における目標は、前計画に引き続き、生活排水処理率を97.6%に向上させることとします。

図11 生活排水処理率の推計

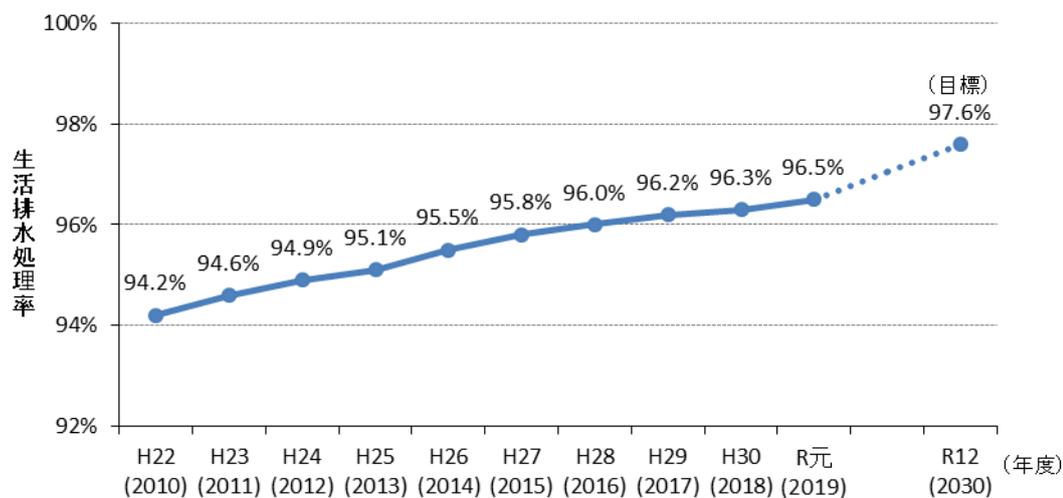


表5 生活排水の処理形態別人口内訳 (単位：人)

区分	R元年度 (2019)	R12年度 (2030) 目標値
総人口	1,194,330	1,194,000
生活排水処理人口 (生活雑排水処理人口)	1,152,738	1,165,300
公共下水道人口	1,120,013	1,132,000
農業集落排水処理施設人口	9,047	10,000
合併処理浄化槽人口	23,678	23,300
生活雑排水未処理人口	41,592	28,700
単独処理浄化槽人口	23,730	16,300
くみ取り便槽人口	17,862	12,400

(2) 処理主体

生活排水の処理主体は、現行の処理主体と同様の運用とします。

表6 生活排水の処理主体

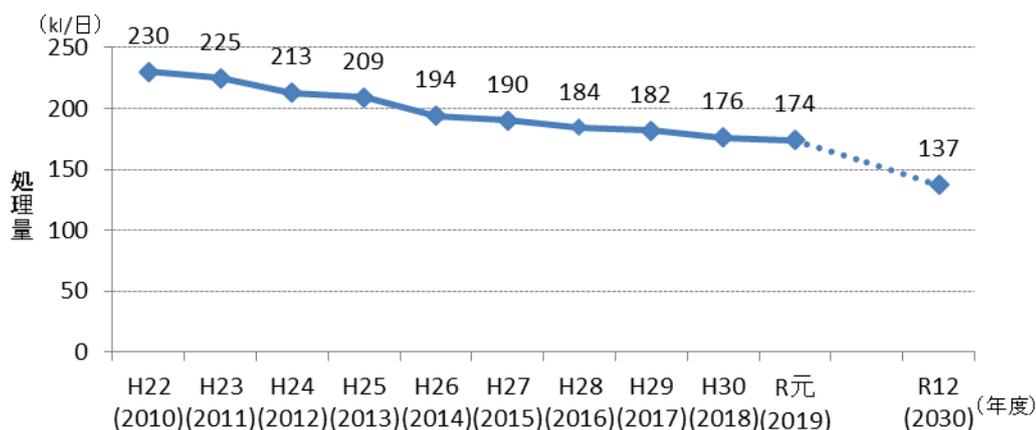
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県及び市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

2 液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理計画

(1) 処理の見込み

令和12年度(2030年度)におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、137kl/日まで減少すると予想されます。

図12 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計



(2) 処理体制

ア 収集運搬

東区旧安芸町及び安芸区以外の市域においては、し尿は（一財）広島市都市整備公社及び委託業者により、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行います。

また、東区旧安芸町及び安芸区においては、し尿は委託業者により、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬を行います。

表7 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

処理区域	廃棄物の種類	収集運搬者
東区旧安芸町及び安芸区以外の市域	し尿	(一財)広島市都市整備公社及び委託業者
	浄化槽汚泥	許可業者
東区旧安芸町及び安芸区	し尿	委託業者
	浄化槽汚泥	許可業者

## イ 中間処理・処分

東区旧安芸町及び安芸区以外の市域においては、市が処理主体となり、山県郡安芸太田町から受け入れるし尿及び浄化槽汚泥と併せて、西部水資源再生センターし尿等投入施設でし尿及び浄化槽汚泥の処理を行います。

また、東区旧安芸町及び安芸区においては、安芸地区衛生施設管理組合が処理主体となり、安芸衛生センターでし尿及び浄化槽汚泥の処理を行います。

表 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理

処理区域	処理施設	処理主体
東区旧安芸町及び安芸区 以外の市域	西部水資源再生センター し尿等投入施設	市
東区旧安芸町及び安芸区	安芸衛生センター	安芸地区衛生施設管理組合

## 3 施策展開

### (1) 生活排水の処理の向上

#### ア 生活排水処理施設の整備の推進

- ・ ひろしま下水道ビジョン及び広島市下水道事業中期経営プランに基づき、市街化区域については公共下水道により、市街化区域外については公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽のうち最も効率的な手法により、生活排水処理施設の整備を進めます。
- ・ 合併処理浄化槽の整備においては、令和元年（2019年）6月に浄化槽法が改正され、浄化槽処理促進区域を指定することにより、市町村が地域の実情に応じた整備手法の選択を行い、効率的な合併処理浄化槽の整備を進めていくこととなりました。本市では、公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域及び予定処理区域を除く市域を浄化槽処理促進区域として指定し、当該区域において本市が住居等に合併処理浄化槽を設置する「市営浄化槽事業」を積極的に推進します。

#### イ 生活排水処理施設への接続・転換の促進

- ・ 公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備が完了している区域では、同施設に早期に接続するよう普及相談員による戸別訪問・指導等を行います。
- ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設及び市営浄化槽への接続を促進するため、くみ取り便槽を水洗便所に改造する資金又は単独処理浄化槽を廃止する資金等について、無利子で貸し付けを行う制度を継続して実施します。
- ・ 単独処理浄化槽は、既に新規設置が原則禁止されていますが、令和元年（2019年）6月に浄化槽法が改正され、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがある単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、除却等の指導を行うことができるようになりました。本市では、法定検査等の結果から単独処理浄化槽を調査し、特定既存単独処理浄化槽と判定した浄化槽については除却等の指導を行うことにより、生活排水処理施設への転換を促進します。

## (2) 水環境の保全

### ア 合併処理浄化槽等の維持管理指導等

- ・ 合併処理浄化槽等の性能状況を把握し、適正な維持管理を行うために、法定検査が未受検である合併処理浄化槽等の管理者に対して法定検査を受検するよう、文書指導を行います。
- ・ 法定検査により「不適正」等と判定された合併処理浄化槽等の管理者に対しては、改善を要する項目について、措置が行われるよう、立入指導等を行います。
- ・ 浄化槽法に基づく保守点検及び清掃を適正に実施していない合併処理浄化槽等の管理者に対しても、維持管理が改善されるよう、立入指導を行います。

### イ 市民及び事業者への普及啓発

- ・ 市民及び事業者に対し、「浄化槽の日」（10月1日）や「下水道の日」（9月10日）のポスター掲示、ホームページ及び広報紙を用いた情報発信などにより、生活排水処理施設の役割や同施設の適切な使用方法などについて広報を行います。
- ・ 市民及び事業者に対し、立入調査時にパンフレットを配布するなど、生活排水処理の必要性等について普及啓発を図ります。

## (3) 液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理体制の確保

### ア 収集運搬能力の確保

- ・ 浄化槽汚泥の収集運搬については、既存の許可業者において十分に収集運搬できる能力があることと、浄化槽汚泥の処理量が減少すると予測されることから、既存の許可業者により行うものとし、新規の許可を見合わせます。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の排出場所からし尿等投入施設等までの収集運搬にあたり、適正な収集運搬が行われるよう、関係法令の遵守の徹底等、必要に応じて収集運搬者に対する指導を行います。

### イ 処理施設の維持管理

- ・ し尿及び浄化槽汚泥の処理量が減少すると見込まれるため、現処理施設での処理を継続することとし、適切な維持管理を行います。
- ・ 収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥について、搬入が適切に行われるよう監視します。